

J I S マーク 認証手数料 (開示No.11)

<一般認証>

1. 初回適合性評価手数料

- 1.1 申込金 (申請時にお支払い頂きますが、初回認証審査手数料に充当します)
50,000円 (一律)
- 1.2 初回認証審査料 (認証決定後に、申込金5万円を差引いた額をお支払い頂きます)

工場数	工場審査料	製品試験料
1工場	250,000円	別途見積 (17025適合性 調査費用を含む)
複数工場	上記金額に加算 100,000円/1工場	

(注) 再審査を実施した場合の加算 6,000円/人時 X 審査時間

- 1.3 認証登録料 (認証決定後にお支払いいただきます)
70,000円
- 1.4 旅費・日当等 (認証決定後にお支払い頂きます)
<旅費・日当等>による

2. 定期認証維持手数料

- 2.1 定期認証維持審査料 (認証維持決定後にお支払い頂きます)

工場数	工場審査料	製品試験料
1工場	130,000	別途見積 (17025適合性 調査費用を含む)
複数工場	上記金額に加算 50,000/1工場	

(注) 再審査を実施した場合の加算 6,000円/人時 X 審査時間

- 2.2 旅費・日当等 (認証維持決定後にお支払い頂きます)
<旅費・日当等>による

3. 臨時認証維持手数料

- 3.1 臨時認証維持審査料 (認証維持決定後にお支払い頂きます)
- 3.1.1 工場審査料 別途見積 (6,000円/人時 x 審査時間)
- 3.1.2 製品試験料 別途見積 (17025適合性調査費用を含む)

- 3.2 旅費・日当等（認証維持決定後にお支払い頂きます）
 <旅費・日当等>による

4. 認証範囲の追加、変更又は縮小に係る手数料

- 4.1 追加、変更又は縮小に係る審査料（認証の追加、変更又は縮小決定後にお支払い頂きます）
- 4.1.1 工場審査料 別途見積（6,000円／人時 x 審査時間）
- 4.1.2 製品試験料 別途見積（17025適合性調査費用を含む）
- 4.2 旅費・日当等（認証の追加、変更又は縮小決定後にお支払い頂きます）
 <旅費・日当等>による

5. 認証登録維持手数料（毎年、初回認証決定月の翌月にお支払い頂きます）

- 5.1 1工場 50,000円／年
- 5.2 複数工場 上記金額に加算 10,000円／工場

<ロット認証>

1. ロット認証手数料

- 1.1 申込金（申請時にお支払い頂きますが、ロット認証審査手数料に充当します）
 20,000円（一律）
- 1.2 ロット認証審査料（認証決定後に、申込金2万円を差引いた額をお支払い頂きます）
- 1.2.1 工場審査料

	工場審査料
書面審査のみの場合	50,000円
現地審査を伴う場合	80,000円

（注）再審査を実施した場合の加算 6,000円／人時 x 審査時間

- 1.2.2 製品試験料 別途見積（17025適合性調査費用を含む）
- 1.3 認証登録料（認証決定後にお支払いいただきます）
 30,000円
- 1.4 旅費・日当等（認証決定後にお支払い頂きます）
 <旅費・日当等>による

<認証書等発行料>

1. 認証書

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1.1 正本発行料 | 無料（1通） |
| 1.2 追加発行料* ² | 5,000円/1通 |
| 1.3 再発行料 | 10,000円/1通 |
| 1.4 認証証明書発行料 | 3,000円/1通 |

*2：複数工場の場合で、認証書が工場毎に必要な場合においてのみ、必要な工場の数だけ追加発行を可能とする。

（注）認証範囲の追加、変更又は縮小に係る認証書の差替発行手数料は、正本10,000円（1通）とする。

<旅費・日当等>

1. 交通費

出発拠点（認証業務事務所又は審査員出発地）から工場又は事業場までの、次のいずれかの往復の費用。

(1)公共交通機関の運賃。（目的地の最寄り駅から、バス等の公共交通機関の利用が困難で、やむを得ずタクシーを利用する場合の実費を含みます。また、経費・時間など合理的である場合の特急料金を含みます。）

(2)自動車使用料（50円/km x 走行距離（有料道路を使用した場合、その費用を加算します。）

2. 日当 2,000円/人日

（出発拠点から目的地までの距離が100km未満の場合は、半額の1,000円/人日とします。）

3. 宿泊費 9,500円/人泊

（出発拠点から目的地までの距離が100km以上の場合に適用します。）

<備考>

- この料金表は、JTTAの標準認証工数によって算定した”標準料金表”です。
- この認証料金表には、消費税が含まれておりませんので、別途を申し受けます。
- 手数料は、JTTAが発行した請求書受領日の翌月末までに、JTTAが指定する銀行口座までお振り込み下さい。振込料は、申請者のご負担をお願いします。なお、申請書の受理は、申込金の収納をもって正式な受理とさせていただきます。また、お振り込みが遅れた場合には、認証業務の開始が遅れる恐れがありますので、ご留意下さい。
- 申請受理後に、申請を取り下げされても申込金の返還はいたしません。なお、審査の過程で申請者から文書による認証申請の取り下げの申し出があった場合、申請者の都合又は申請者の責に帰すべき事由により審査の中止・続行不能、認証契約締結の不履行等があった場合は、それまでに実施した認証業務に要した手数料を精算のうえ請求させていただきます。
- 審査（認証維持、範囲の追加・変更又は縮小並びにロット認証を含む）に基づき、不認証又は認証不継続を決定した場合は、それまでに発生した手数料を精算し、請求させていただきます。
- 工場審査料は、書面審査及び現地審査に係る費用です。なお、現地審査が1日で終了しない場合は、それに係る手数料が別途加算されます。なお、工場審査料には、製品試験に必要な試料のサンプリング費用を含みます。ただし、試験をJTTAで実施する場合の試料の送料は、申請者の負担とします。

7. 製品試験は、工場毎・素地の質毎の実施を原則とします。なお、製品試験の手数料は、JTТАの岐阜試験所へお問い合わせください。
8. 臨時の認証維持審査手数料及び認証範囲の追加、変更又は縮小に係る手数料は、その都度お見積致します。
9. 当該工場が ISO 9001の審査登録を受けている場合、そのデータを活用し、現地審査の一部を省略することがあります。
10. 審査の一部省略や、審査の効率的な対応によって、認証業務の省力化ができる場合、JTТАの試算による減額措置を適用できるものとします。

<改訂履歴>

- 平成24年 5月 1日 事務所移転に伴い、<旅費・日当等>「1. 交通費」の記述を改訂した。
(注)の内容を「1. 交通費」の(2)に記載した。
- 平成26年 9月12日 タイトルの“<陶磁器質タイル JISA 5209>”の表記を削除。
- 平成27年 9月 3日 <一般認証>1.2初回認証審査料、1.3認証登録料において、旧JIS制度に基づく認定工場の場合の料金の記載を削除。
備考において、海外での審査に関する記載の一切を削除。